第六十条の三第八項中「期限」を「基準日（同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第九項中「期限」を「基準日」に、「同日」を「その贈与の日」に改め、同条第十項中「係る期限」を「係る基準日」に改め、「同日から」及び「その贈与の日から」を削る。

第九十五条第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同条第四項第八号中「政令で定める利子を除き、」を削り、同項第十六号中「第七項から第九項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第八項及び第九項」を「第七項及び第八項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項中「第十項」を「第九項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第九十五条の二第一項中「期限」を「同条第一項に規定する満了基準日」に改める。

第百三十七条の二第一項中「同日から」の下に「満了基準日（当該国外転出の日から」を加え、「（同日前に」を「又は帰国等の場合（」に改め、「定める場合」の下に「をいう。次項において同じ。）」を加え、「場合には、同日とその該当することとなつた日から」を「日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「国外転出の日から」に、「まで」を「（同日前に帰国等の場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の前日）まで」に改め、同条第五項中「期限まで」を「満了基準日まで」に改める。

第百三十七条の三第一項中「贈与の日から」の下に「贈与満了基準日（当該贈与の日から」を加え、「（同日前に」を「又は受贈者帰国等の場合（」に改め、「定める場合」の下に「をいう。第三項第一号において同じ。）」を加え、「場合には、同日とその該当することとなつた日から」を「日のいずれか早い日をいう。第六項において同じ。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同条第二項中「当該年分の所得税に係る確定申告期限」の下に「（第百五十一条の五第一項（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）の規定による期限後申告書を提出する場合にあつては、同項に規定する提出期限。以下この項及び第七項において同じ。）」を加え、「当該年分の所得税に係る確定申告期限までに、当該相続人が」を「当該相続人が政令で定めるところにより」に改め、「かつ」の下に「当該年分の所得税に係る確定申告期限までに」を、「開始の日から」の下に「相続等満了基準日（当該相続の開始の日から」を加え、「（同日前に」を「又は相続人帰国等の場合（」に改め、「定める場合」の下に「をいう。次項第一号において同じ。）」を加え、「場合には、同日とその該当することとなつた日から」を「日のいずれか早い日をいう。第六項において同じ。）の翌日以後」に改め、「のいずれか早い日」を削り、同項第一号中「金額」の下に「（当該金額につき第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出があつた場合には、その申告後の金額）」を加え、同条第三項中「前二項の規定の適用を受ける者が、これらの規定に規定する五年を経過する日までに、これら」を「次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める日又は期限までに、前二項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項の規定の適用を受けている者　贈与の日又は相続の開始の日から五年を経過する日（同日前に受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日の前日）

二　第百五十一条の五第一項の規定による期限後申告書の提出期限が相続の開始の日から五年を経過する日後である者　当該提出期限

第百三十七条の三第六項中「期限まで」を「贈与満了基準日又は相続等満了基準日まで」に改め、同条第十四項中「第三款」の下に「又は第百五十一条の五第一項」を、「の期限」の下に「（当該所得税のうち第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出したことにより納付すべき所得税の額（既にこの項の規定の適用があつた所得税の額を除く。）に達するまでの部分に相当する金額の所得税にあつては、同条第一項の規定による納付の期限。以下この項において「納付期限」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該所得税につき納付期限が二以上ある場合には、これらの納付期限のうち最も新しいものに係る所得税から順次納税の猶予に係る期限が到来したものとして、利子税の額を計算するものとする。

第二編第六章の章名を次のように改める。

第六章　期限後申告及び修正申告等の特例

第百五十一条の二に見出しとして「（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）」を付し、同条第一項中「つき同条第六項本文（」を「つき、同条第六項本文（」に、「。）又は」を「。）若しくは」に改め、「あつたこと」の下に「又は第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の提出若しくは第百五十三条の五（遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項、次項及び第百五十三条の四（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の更正の請求の特例）において同じ。）があつたこと」を加え、同項第一号中「つき」の下に「第百五十一条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例）の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、「同条第六項本文又は」を「、同条第六項本文若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書の提出若しくは第百五十三条の五の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと」を加え、同項第一号中「つき」の下に「第百五十一条の二第一項の規定による修正申告書を提出した日又は」を加え、同項第二号中「により」を「があつたこと又は同項本文の規定が適用されないこととなつたことにより」に、「第百五十三条の三第一項」を「前条第一項若しくは第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出した日又は第百五十三条の三第一項若しくは第百五十三条の五」に改め、同条第四項第二号中「第百五十一条の二第一項又は第二項（」を「第百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の」に改め、「並びに第六十五条第一項及び第三項（過少申告加算税）を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「所得税法第百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例）の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書」とする」に改め、第二編第六章中同条を第百五十一条の四とし、同条の前に次の二条を加える。

（国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例）

第百五十一条の二　第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出の日の属する年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人を含む。）は、当該確定申告書又は決定に係る年分の総所得金額のうちに同条第六項本文（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用がある同条第六項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額が含まれていることにより、当該国外転出の日の属する年分の所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号（修正申告）の事由が生じた場合には、第六十条の二第六項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から四月以内に限り、税務署長に対し、修正申告書を提出することができる。

2　前項の規定による修正申告書の提出があつた場合における国税通則法の規定の適用については、同法第七十条第一項（国税の更正、決定等の期間制限）中「法定申告期限」とあり、及び同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）中「法定納期限」とあるのは、「所得税法第百五十一条の二第一項（国外転出をした者が帰国をした場合等の修正申告の特例）の規定により修正申告書を提出した日」とする。